

奈良県告示第四百十九号

次に掲げる印は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

一 昭和三十一年六月奈良県告示第三百三号で告示した奈良県南和中小企業労働相談所長印

二 昭和四十五年三月奈良県告示第五百八十八号で告示した商工労働部長印

三 昭和六十二年七月奈良県告示第二百二十二号で告示した奈良県南和労働会館印及び奈良県南和労働会館長印

四 平成七年三月奈良県告示第五百九十四号で告示した福祉部長印

五 平成十五年三月奈良県告示第六百五十号で告示した奈良県福祉部こども家庭局長印

六 平成十六年三月奈良県告示第六百五十四号で告示した福祉部健康安全局長印

七 平成十九年三月奈良県告示第五百八十一号で告示した福祉政策課長印、長寿社会課長印、保険福祉課長印及び健康増進課長印

八 平成二十年三月奈良県告示第四百七十一号で告示した政策調整課長印、地域振興部総務室長印、福祉部総務室長印、援護室長印、健康安全局総務室長印、くらし創造部総務室長印、商工労働部総務室長印、農林部総務室長印、土木部総務室長印及びJR連続立体・幹線道路建設事務所長印

九 平成二十年三月奈良県告示第四百七十二号で告示したJR連続立体・幹線道路建設事務所において使用する知事印

平成二十二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾